

松阪市社会福祉協議会市民活動助成事業要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、ボランティアや市民活動団体の行う事業に対し助成を行うものであり、申請団体によるプレゼンテーションによって助成先、助成額を決定する方法をとる。

(対象事業および助成金の種類・限度額)

第2条 助成対象事業および助成金の種類・限度額は別表1に掲げるとおりとする。

(対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体は、松阪市に活動の拠点を有し、ボランティア・市民活動等、地域福祉活動の実績のある団体及び市民活動を始めようとする団体とする。ただし、設立後3年以内の団体も対象とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付申請をする者（以下「申請者」という）は様式第1号の交付申請書を社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 助成を受けようとする団体の団体概要書
- (2) 助成を受けようとする事業の事業計画書及び申請団体の収支予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の審査)

第5条 助成金申請が期日までにあった場合、会長は速やかに審査機関を設け、申請内容について審査する。

(交付決定)

第6条 審査機関で審査のうえ適正と認められたときは、助成金交付を決定し、様式第2号の交付決定通知書を申請者に交付するものとし、助成金を交付しないことに決定した時は理由を付して、不交付の旨を通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の交付決定通知書をうけた申請者は、様式第3号の請求書を会長に提出しなければならない。

(助成金の経理)

第8条 助成金の交付を受けた者は、経費の内容を明らかにする簿冊を整理するとともに、その事業の支出に注意し、助成の目的に沿うよう努めなければならない。

(決算の報告)

第9条 助成金を受けた者は、その事業が完了した後1月以内に、次に掲げる書類を添付し様式第5号の事業報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 実施した事業の事業報告書、収支決算書及び領収書
- (2) 事業成果物
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成の取消、返還)

第 10 条 次の各号に該当するときは、会長は既に決定した助成を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業計画の事業を実行しないとき。
- (2) 事業計画の事業に助成された金額を支出しないとき、又はその事業外に支出したとき、若しくはその事業が期限までに完了しないとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の助成金の返還について、団体又は法人にあっては代表者及びその他の役員は、連帯してその責に任じなければならない。

(助成額の変更)

第 11 条 会長は、助成することが決定した後においても助成の目的たる事業の内容が変更したときは、助成金の額を変更することができる。

2 前項の内容に変更が生じたときは、申請者は直ちに様式第 4 号の変更申請書を会長に提出しなければならない。

(事業、経理の調査)

第 12 条 会長は、必要あるときは助成を受けた者の事業又は経理の状況を調査し、説明を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 2 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1

助成対象事業および申請限度額

助成対象事業	
1	市民（高齢者・障がい者等）を対象とした事業活動
2	市民を対象にした講座、講習会、啓発活動
3	活動の資質向上に関する学習研修活動
4	地域のネットワークづくりのための活動
5	その他、会長が適当と認めた活動
1 団体申請限度額	予算の範囲内とする
助成の種類	①はじめの一步部門 ・団体の新規設立支援。 ・助成金の交付を申請する各年度の 4 月 1 日現在において市民活動の活動歴が 3 年未満の団体が実施する事業に対し助成。 ・ 1 団体 1 回限りとする。
	②一般部門 ・助成金の交付を申請する各年度の 4 月 1 日現在において、一定の活動歴がある団体が実施する事業に対し助成。 ・ 同一事業を継続する場合は、原則 3 回限りとする。